議会改革に関する特別委員会会議記録(概要)

令和3年4月26日(月)

開 会(午後1時30分)

【議事】

○議会BCP(素案)について

島田委員長

4月19日に開催されました第2回政策研究審議会に荻野副委員長とともに出席し、答申を受領しました。お手元に答申案の写しと共に答申内容を受けての正副委員長修正案も配信してあります。この正副委員長案を含め、議会BCP(素案)の修正等のご意見はございますか。

補足しますと、パブリックコメントを取るか取らないかを正式に決定し、パブリックコメントを取るとまた手を加えるという話も出てくると思いますが、現状についてご意見はございますか。

島田委員長

意見はないようですので、これまでの協議の中で、議会BCP(素案) もパブリックコメントを実施してはとのご意見が出ていたかと思います が、パブリックコメントの実施について、ご意見はありますか。

島田委員長

やはり、ご意見はありませんので、パブリックコメントを実施すること でよろしいですか。

(委員了承)

○議会基本条例の見直しについて

島田委員長

前回の委員会では、議会基本条例の見直しについて、見直す必要があるのか、また、見直すとすればどのような見直しを行うのかなど、持ち帰りとしておりました。改めて、ご意見はありますか。できれば条文でというお話をさせていただきましたが。条文ができてなかったとしてもこうしたものがあったかなど。

石本委員

議会基本条例にも、現実にオンラインを使用しているのだから、オンラインの項目は入れた方がいいと思う。あともう一つは安全対策について。 例えばオンラインのところで言うと、正副委員長連絡協議会はオンラインで実施した。本会議や委員会をオンラインでは地方自治法上厳しいのか。

荻野委員

本会議はできない。委員会は可能だ。

石本委員

例としては「正副委員長連絡協議会の会議は議長が招集する。ただし災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により議長が認める場合はオンライン会議システム等の情報通信技術を利用し正副委員長連絡協議会の会議を開催することができる」とかそうした文面で、委員会が可能なら委員会と入れて、というのはどうか。

私もよく分からない部分があり、色々聞いたところ、議会基本条例の第

15条第3項で追加を考えたがなかなか難しいとのことで、正副委員長連絡 協議会のところに記載するのはどうなのか。

もう一つの安全確認は、委員会で、例えば視察に行っても業者や執行部 がヘルメットを被ってくださいと言っても、被らなかったということもあ った。今後災害が起きた時、本会議にヘルメットがあるが、被らないのは おかしい。例えば「議員は災害対策、人命救助等に関わる各種講習会に積 極的に参加し、知識及び技能の習得に努めなければならない」など、安全 対策のところに文面を入れた方がよいのでは。

荻野委員

よいと思われる。

石本委員

結局、ある委員会で起きたことは、被っていない人がいたということを 委員長も把握していなかったというのが、本会議場で委員長に質問したと きの答弁だった。安全対策のところは入れた方がいい。要するに島田委員 長時代に見直しをかけたときから新しく起きたことを言うと、オンライン と少なくとも安全対策は起きているので入れた方がよい。文面は置いてお いて。

島田委員長

議会基本条例なので個別の細かいところというよりは大枠で、オンラインといろいろな面の安全対策というのはあると思いますが、そちらの方を少し盛り込んでいくという方向でよろしいです。他にもご意見あります

か。

石原議員

私からは第22条の議会広聴広報の充実のところで、前期の改定委員会にも参加していたが、ここは非常に議論が集中したところで、当時の私の会派でも広聴広報委員会のことを会議体という名称での書き方にしたが、当時そういう考え方をした議員が会派にいたがもういなくなった。私の会派としては、前期の改定作業で表現が伝わりにくいと思うので第22条第2項については広聴広報委員会という表現にして、趣旨および解釈の補記がしてあったので分かりやすく変えられるかと思うので、そこは提案したい。

荻野委員

今具体的な話にも触れてきたが、まず前回の委員会のときに基本条例の 見直しをしていこうということで皆さん来ているので、今後どういった程 度に制度の見直しをしていくかによって今後の整理も変わってくると思 う。最低でも一部改正ということになるとパブリックコメントは取らない といけないと思うので最短でも9月は厳しいと思う。早くても12月以降に なると思う。今後の進め方として所沢市議会は市民への説明や手続きを重 視してきたという経緯もあるので、例えばこの間BCP(素案)を審議会 に諮問したが、そうした方法も一つ視野に入れてもよいかもしれない。せ っかくの機会なのでじっくりと見直しをしてもよいと考えている。具体的 な条文については会派でも議論していない。

議会運営委員会で通年議会の議論をしていると思うが、それがある程度

煮詰まってくると基本条例の改正も必要になってくると思う。その辺の状況を見ながらだと思う。

島田委員長

まだ細かな条文案に入っていないので、スケジュールの話もパブリックコメントを取るとなるとそれなりに時間もかかりますし、通年議会の進捗状況によってはまたすぐに変えることになってもよくないので、通年議会の議論の流れも見据えたような形で、あとは政策研究審議会に諮問するなどそういった議論も今後必要になると思いますので、確認し、具体的な改正内容について話をシフトしていこうと思いますが、そのように進めていく形でよろしいですか。

(委員了承)

○政治倫理条例の見直しについて

島田委員長

前回委員会では、パブリックコメントによる条例改正の条文案については修正せず、ハラスメントに関する申出方法などの救済策を規定しておくかどうかの議論について提起がなされました。その発端となる疑わしき事象については、正副委員長で事実確認を議長に申し入れ、その報告を皆様にするということを委員了承の上、行わせていただきましたので、これからお伝えしたいと思います。

簡単にですが、4月21日13時から、正副議長に正副委員長でハラスメントとされる事案については報告がありました。

調査日時は4月19日15時半から行われたということで、対象の方は天野 議員と城下議員でした。天野議員からは口頭によるハラスメントや議場で のヤジを聞くと、そうしたハラスメントというのがよみがえってくるので 席替えを要望したという発言がありましたが、一方で城下議員の方から は、ハラスメントはしていないという発言があったということです。

今回の聞き取りの趣旨というのは、ハラスメントとされる事案の当事者の双方に公平に聞き取りを行って、お互いどう認識しているかを確認するための報告であったという報告が正副議長よりありましたので、ご了承ください。

矢作議員

私は前回の委員会のときにハラスメントの事案のことについては、島田

委員長が正副議長に調査をすると発言されて、調査する対象ではないのではと申し上げたと思う。代表者会議は秘密会なので、その中でどうだったかという確認というふうに認識していたが、事実は違ったのか。私の理解が違ったということか。

島田委員長

一応、事実があったかどうかも含めて正副議長に申し入れるということ でよろしいですかと確認を取りました。

矢作議員

確認は取っていたけれども。

島田委員長

確認をしてもらったところ、天野議員の方はそういう認識がありました。ですが、城下議員の方はそういう認識がなかったということです。

今回の話は、ハラスメントについて断定するということではなくて、双 方がどういうふうに認識しているか公平に聞き取る調査を行ったという ふうに私は報告を受けています。

矢作委員

その調査をするというのは誰が判断したのか。

島田委員長

前回の委員会であったかどうかを含めて、調査をするということで申し 入れることでよろしいですかと確認しました。それを受けて申し入れをし ています。 荻野委員

調査というか確認だ。

矢作委員

今、細かいことまで、議員の個人の名前まで出して話があったけれども、 それはどうなのか。秘密会の話だ。秘密会であったことで、議員の名前ま で出して報告を受けるというのは心外だ。適切かどうかということだ。私 は適切ではないと思う。

島田委員長

私はそのように報告を受けたので、まだ細かい内容の報告を受けていますが、それについては事細かにここで話をすることを控えました。

矢作委員

休憩を取れるか。議事録が残るのは困ると思う。

島田委員長

休憩でよろしいですか。

石本議員

協議会ということか。それとも休憩して会派に持ち帰るということか。

矢作議員

協議会にして欲しい。

島田委員長

それでは休憩にします。

休憩 (午後1時47分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午後3時45分)

島田委員長

先ほど報告を受けまして、石原委員から提案があったのは、将来を見据 えてハラスメントに関する申し出の方法や救済策ですとか、政治倫理審査 会にどういうふうにつなげていくかという要綱のようなものを作るかど うかという議論だったと思いますが、それについて委員の皆さんのご意見 はいかがですか。

石原委員

委員長からの御報告を受け、やはり前回私からもハラスメント事案という届け出があって、そこで今回の見直し規定を一行盛り込んであるが、これで引き続きハラスメントに対して抑止が効くのかということが一点と、本当に発生した時に、取り扱い方を条例の中なのか、別の規則などで議論しなければならないのかということで、今回条例改正が起きれば、見直し等は当分先になることが考えられると思う。確かに、パブリックコメント自体は取り終わってしまっているが、議会の中でも多様性ということが言われていて、これが女性議員を増やすとか、若い世代も議員になりたいという人も出てきてほしいと思っている。そういう立場の人は、今までの事例や、他市の事例を見てもハラスメントを受けやすいという立場でもあるので、何らかやはり色々議論をこの間、委員会でしてきた中で非常にシン

プルな条文に留まってしまっている。そこで今回届出があったということで、何らかもう少し議論が必要ではないかと思っているが、この委員会がまだ続くという事で、どのように議論ができるかは別として、必要性について改めて感じているが、皆さんで進め方も含めて議論していただければと思う。

石本委員

私も要綱のようなものは必要だと思う。というのは、うちの場合は政治 倫理審査会というのは例の選挙違反事件が勃発した時に、これは再発防止 の観点から、そういうふうな制度化をしたわけだ。約17年前になると思 うが、例えば社会を取り巻く状況は違うと思う。うちの政治倫理審査会と いうのは有識者を入れるということは実質弁護士を入れるとか、すごく大 掛かりな仕組みになっているわけだが、できた当時で言えば今でいうハラ スメントなんかはそこまでしなくてもよいのではないかという時代だっ たかもしれないが、今はハラスメントをめぐる案件1つを取っても、全然 違うわけだ。そうすると政治倫理審査会にかけるかかけないかというの が、今のままでは明文化されていないとなったら、普通に考えると議長に 任せるということになる。そうすると、議長の受け止め方で変わってしま う可能性がある。ある議長の時には問題意識があって政治倫理審査会にか けたが、次の議長はそこまでの認識がないというような、ずれがある。あ る程度目安になるようなものを作っておかないと、前回も言ったがお手盛 りのようなことになりかねない。そこは要綱か何か、議論するべきだ。そ

れと、委員長も言っていたが議会運営委員会に任せるにしても、議会運営 委員会も通年議会とかで立て込んでいるから、結局作れないと思う。少な くともある程度の下地の素案のような最低ラインをこの委員会で作って、 議会運営委員会にお願いするにしても、ここまで固めたという形でお願い しないといけない。私はこの委員会で作ってしまってもいいと思ってい る。この委員会はそういう話をしてきていると思う。

島田委員長

確認ですが、当初の特別委員会設置の目的はハラスメントについてということと、議会BCPと予算常任委員会のあり方、議会基本条例の見直しの4つがあります。それを踏まえた上で、政治倫理審査会にかける要綱などについては、どのような形になっていくかは分かりませんが、委員の皆さんは議論を進めていったほうがよいという認識でよろしいですか。

川辺委員

私の会派としては、やはりハラスメントは起こってはならないとは思うが、地方自治法第134条の中で、要約すると会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を課すことができるものがあって、これを適用すればよいのではないかという部分がある。これは非常にシンプルでよいという部分と石原委員がおっしゃるとおり、もしも起こってしまった場合の具体的な対処が担保できるかということはあるが、仮に議論を深めていく場合でも、議員というものを中心に置いた時に、議員対議員や議員対市長、議員対職員、議員対市民という色々なケースが考

えられると思う。仮に市民であっても市民という立場で議員に対して、ハラスメントがあるかもれない。色々なケースが考えられると思うので、私の会派としては地方自治法第134条でよいのではないかという部分があるが、仮に議論を深めていく場合にあっても、非常に時間がかかるのではないかと思う。その点も一つ頭に入れておいたほうがよいのではないか。

石原委員

地方自治法第134条の使い方を示唆していただいたが、多分懲罰動議なりというのは最後だと思う。ハラスメント行為が認定されてからでないと、双方の主張が食い違う中で、懲罰をある議員だけに行うというのはかなり際どいところがあると思う。そこは行きつく間のプロセスとして、事案が発生して、まずセクシャルハラスメント規定を盛り込んだことが出発で、事案が発生して、政治倫理審査会で第三者から認定されて、それで事実が整った最後に地方自治法第134条で、どのような懲罰を行うかによると思う。第134条は最後に使うとして、その間をどうするかというのを一番所沢市議会には必要なのではないか。行きつく先は第134条だと思うが、その間を是非議論していきたい。

石本委員

地方自治法第134条第1項は普通地方公共団体の議会は、この法律並 びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により 懲罰を科することができるとなっている。 第2項は懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならないとなっている。

懲罰をかけるとしたら、第134条が根拠法令になるがそこには選挙に 選ばれた者を処罰するということは、議決によらなければならない。

問題は今までは政治倫理審査会があるとなっているが、政治倫理審査会に行くまでが曖昧になっている。そういう意味で要綱が必要になると思う。そこが行き着くときにお手盛りになるようなことが起き、不公平感がある。

荻野委員

結果としてこの委員会でハラスメントなりの要綱を議論していくのは よいと思うが、その前に今の段階でそこまでやることはこの委員会の目的 として確認していないので、代表者会議なり議会運営委員会なりに確認し てから議論に入った方がよいと思う。

石本委員

確かにおっしゃるとおりである。

島田委員長

それでは、代表者会議なり議会運営委員会にこの委員会の在り方について確認してもらい、その上で、引き続き政治倫理審査会等について調査研究をしていき、了承されたらまた少し研究していく形でよろしいですか。

矢作委員

今、代表者会議なり議会運営委員会なりとおっしゃったがどちらか。

島田委員長

委員会なので代表者会議だと思います。

荻野委員

そもそも委員会の設置に当たっては人事に絡むことなので代表者会議で決まって委員会でああしようとなっていることなので代表者会議だと思う。

島田委員長

それでは代表者会議の方でこの委員会で新しいご意見があったという ことを申し入れて、取扱い事項について議論していただき、それでいいと いうことであればもう少し調査研究していくことでよろしいですか。

(委員了承)

○その他

荻野委員

議会BCP(素案)のパブリックコメントは連休明けくらいに配布するのか。

議会事務局古

瀬主幹

議会BCP策定そのもののスケジュールの確認ですが、実際のところ議会BCPの素案まで出来上がった状況ですが、そもそもこの議会BCPを作る根拠というものが存在していない中で、最終的な議会BCPの策定に持って行くためには、例えば議会基本条例の中に行動計画とかそういったものについては別に定めるというような規定があって、これに基づき策定ができると思います。議会基本条例の見直しも今後、ご協議されていくと思いますが、まず、議会BCPの策定に関しての議会基本条例を先にご協議いただいた方がよろしいかと考えております。

荻野委員

それは議会基本条例の見直しする部分だけやらないとまずいのか。後に なってはだめなのか。

議会事務局古

瀬主幹

条例に根拠がない状況なので、パブリックコメントを行う前に、規定していただいた方がよろしいかと思います。

島田委員長

一部改正でもパブリックコメントを取ってという手順がないといけな

いですか。

議会事務局古

議会基本条例そのものを改正するにあたっても、やはりパブリックコメ

瀬主幹

ントを行う必要は出てくると思います。

荻野委員

他の議会でBCPを作っているところがあるが、例えば大津市議会は基本条例にも書き込んでいるが、書き込んでいないところもあるのではないか。

議会事務局古

瀬主幹

いくつも調べたわけではありませんが、墨田区議会でもBCPを作られた時にはやはり議会基本条例に「議長が別に定める」というような規定を設けていますし、根拠法令を規定するというスタンスを取られていると思います。

荻野委員

そこの部分だけ先に改正した方がいいのか。

議会事務局古

瀬主幹

議会BCPに関する議会基本条例における条文案をお作りいただいた うえで、パブリックコメントを行うという段階を踏んでいただいた方がよ ろしいと思います。

島田委員長

今、説明がありましたが、BCPについては一条文を加筆する方向で、

正副委員長案を示して、それでいいということになればパブリックコメントを取ってから、BCPのパブリックコメントを取るという流れでよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

議会基本条例の改正と議会BCPのパブリックコメントをセットで取るのは可能なのか。セットで取らないと分からないと思うが。

議会事務局古

併せて行うことが可能かを確認し、報告させていただきます。

瀬主幹

石本委員

パブリックコメントを取るとしたら最短でどういったスケジュールになるのか。

議会事務局古

瀬主幹

パブリックコメント自体は最低2週間は行うことになっております。意 見が来た場合に返答が必要ですので、その返答の作成や公開等含めて約1 カ月くらいはかかると思います。色々準備を含めると2カ月くらいは見て いただくことになるかと思います。

荻野委員

執行部の計画で条例とかに根拠のないものもあると思うが。

石本委員

執行部に甘い。

荻野委員

治外法権だからか。

島田委員長

素案までという認識はありませんでした。策定までがこの委員会に課せられた使命だと思ってずっと協議していたつもりでしたが。

荻野委員

議案でないので議案にかけるのであれば決議というのもあるかもしれ ないという話もあったが。

議会事務局古

瀬主幹

過去のICTの基本計画の場合には、議会運営委員会のICT作業部会で話し合われた内容を最終的には議会運営委員会に諮り、計画の誠実な実施について決議の方法を採ったという一例を紹介したものです。議会BCPについては、パブリックコメントを行った後、委員長から本会議において素案として整った旨の報告をしていただいて、この報告を受けて、議長から議会運営委員会に諮問していただいて、議会BCPが了承されれば、策定されることになると考えていたところです。

島田委員長

このように説明がありましたが、みなさんはいかがですか。

矢作委員

ここで議会基本条例の条例改正までやって、形にすると言うことと、も

う一つは議会BCPの素案を作りましたと議会運営委員会に返すという ことの2つが考えられるということか。

島田委員長

議会基本条例の見直しは、広聴広報委員会を明示するなどのいろいろ改正案はあると思いますが、まとめてですと議会BCP策定が機能しなくなるので、議会BCPのところだけ議会基本条例を先に改正してしまって、議会BCPを位置付けた上で、議会BCPのパブコメを取り、策定するということです。

荻野委員

具体的に言うと、議会基本条例の第28条に「災害時における議会の活動」という条文があり、例えばこの条文の第2項に「議会BCPで定める。」といったものを加えるイメージである。それを先行させるということである。

矢作委員

それで、今の最短で2カ月という話だが、6月議会では仕上がらないということか。

島田委員長

6月議会では冒頭で間に合わなくても、最終日に間に合うかどうかということが考えられます。正副委員長案で一文を作成するので、会派で見てもらって、委員会で確認が取れたらパブリックコメントを行うという流れでよろしいでしょうか。

(委員了承)

矢作委員

確認しておきたいのだが、先ほどの正副議長からの報告についての島田 委員長からの報告のところで、個人名を削除して欲しいという意見に対 し、島田委員長からは、削除する必要はないとのことで、今後、委員長報 告もあるので、委員長の良心にお任せしたいと思うが、議会なので適切に 報告していただければと思う。

散 会(午後4時10分)